

No. 1846

2019・9・23

毎週月曜日発行

みよし民商ニュース



発行 三次民主商工会
〒728-0013
三次市十日市東3-10-1
ホームページ
<http://www41.tiki.ne.jp/~miyosiminsyo/>
Eメール
miyosiminsyo@www41.tiki.ne.jp

いざ! 地域循環型経済を目指して

中小商工業全国交流研究集会

民商・全商連が主催する『中小商工業全国交流研究集会』が9月7、8日にかけて長野県で行われました。三次民商から、秋の運動の一環として参加を決めて、佐々木副会長と作田事務局長が参加し、先進的な中小業者の取り組みを学びました。



参加した広島県連の参加者

佐々木副会長の手記

全国交流研究集会に参加してきました。初日の全体会では、『循環型経済の確立で個性豊かな地域社会を』ローカル&スマールフアースト』というテーマで、元日本大学教授の小林世治氏が基調講演を行いました。小林さんは地域における中小業者の政策活動を中心

に循環型の地域経済の再考、小企業とローカルの結合を考え、どのように中小業者が地域政策に取り組みかを説明されました。

2日目は分科会『小企業の活躍を促す自治体施策』小規模企業振興基本法を地域でどう具体化しているか』というテーマで、吉田敬一駒澤大学教授に、中小業者を軸とした循環型経済や地域振興施策をどのように自治体に提案していくかを学びました。

私たち中小業者は、大企業と違って自分だけが良くなるということには、なかなかならないと思います。

みんなが良くなるにはどうしたらええか。シャッター通りや田畑の荒廃地、そして空き家ばかりの地域ではなく、ずっとそこに住んで生きていくことができる地域をみんなで作っていくということではないでしょうか。

中小業者は地域循環型経済の中でしか生き延び、発展していくこ

としかできないと痛感しました。地元の大自然から取った革細工のように完成させてみると一つひとつが違った、規格品化されていないものを作り出すということだと思います。

それが民商の仲間どうしだと実現可能ではないかと思いました。

元気が無ければ

地域経済は発展しない!

同じく参加した作田事務局長は分科会『地域経済・地場産業再生の課題』に参加。地場の特性を活かし、業績を伸ばしている長野県のなめこ栽培業者の事例を聞き、自分が楽しく仕事をしなければ、周りに影響を及ぼすことはできないと発表。

たとえ高齢であっても経験が浅くても、自らの商売に対する元気とアイデアを出し続けていくことが必要だと感じたそうです。



初日の全体会

お早めに!!!

子記帳くん

10%対応版の販売!

5,000円

今現在、子記帳くんの記帳ソフトをお使いの方は、消費税10%対応版へのバージョンアップが必要です。また年号変更も対応済みです。9月30日(月)午前までの申込は消費税8%の金額です。10月以降は10%となります。申込は必ず申込書でお願ひします。

1人の会員が1人の読者を増やしましょう。

三 次 (0824) 62-3535
FAX (0824) 62-1654

●『一人はみんなのために、みんなは一人のために』力を合わせて商売とくらしを守りましょう。

中小業者・国民の権利を守る税務行政に

広島国税局交渉・三次民商から4名参加

9月10日、広島県連は岡山、鳥取、鳥根、山口の各県連と共に、広島国税局交渉を行い、三次民商から、奥田、佐々木両副会長、作田事務局長、酒屋事務局長次長が参加しました。広島国税局からは北村総務課長補佐ほか2名が、申入れについて対応しました。

消費税増税、複数税率について

非常に難解なこの制度。中小業者に多くの事務負担を押し付け、レジの導入や転嫁対策など、相談窓口も多数あり、どこに相談すれ



ばいいかわからないことや、10月になって相談が殺到し、大混乱が起ることが必至なのが推測される現状で、多くの納税者に周知してもらわなくてはいけないのに、十分な体制とはいえない回答に、「一方的に増税と事務負担を押し付けて無責任ではないか」と怒りの声があがりました。

税務調査について

国税通則法には「事前通知を原則行う」と定めているのに、まだ広島国税局管内では、事前通知をしない無予告調査が行われ、その理由も述べない事例があつたを絶たないことについては、「例外も法令上、設定している」と答弁するだけでした。

税務運営方針では税務調査は任意で、納税者の理解と協力を得て進めていくとなっているのに、執拗に質問応答記

録書を取らせる手法にも、「事実関係の適正の確保のために取っているもので、作成した文書は行政文書となり、納税者に控えを渡さない」と回答。いずれの回答も「個々の事案なのでお答えできない」と終始、機械的な答弁で、課題だけが残った交渉になりました。

徴収問題について

三次、吉田各税務署は徴収の担当官おらず、広域に広島北税務署が担当しています。ですが、納税相談に所轄の税務署が対応してくれない、わざわざ北税務署に相談しなければいけない面倒さや、「広島税務署です」と言われると詐欺だと思った納税者も多く、いかがなものかと実情を話したところ、交渉後、「大変申し訳ない。できるだけ納税者に迷惑をかけないように所轄に伝えておきます」と回答がありました。

秋の運動会費に御協力をお願いします。

第1回の理事会で、秋の運動会が決まり、10月・11月の会費に秋の運動会費が1,000円づつプラスになります。消費税対策など、運動を前進させるため、ご協力をお願いします。

無料法律相談

9月26(木)
午後1時半～

※希望される方は前もって電話などで予約してください。

9月ラスト消費税
対策学習会

9月26日(木)
夜の部 午後2時～
昼の部 午後7時～
三次民商事務所